

令和 8 年（フ）第 4 3 号

千葉市花見川区朝日ヶ丘 3 丁目18番 2 号
T` s garden新検見川 I 112号、
開始決定時の住所千葉県茂原市本小轡1136番
地26

破産者 杉原 治

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和 6 年（フ）第 2 1 7 5 号

東京都昭島市中田町 2 丁目19番 3 号

破産者 吉田 千文

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 1 0 9 5 号

東京都多摩市関戸 3 丁目10番地の11 A－
203

破産者 間 亜紀子

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 1 1 0 7 号

東京都府中市白糸台 1 丁目57番地の 1 クレスト白糸201

破産者 大森 恵美

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 1 1 2 9 号

東京都東大和市仲原 4 丁目12番地の 3 サンレイクヴィラ S U Z U K I A 202

破産者 吉田 和希

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 7 年（フ）第 3 0 0 号

三重県桑名市多度町小山1969番地
破産者 有限会社平八郎

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和 7 年（フ）第 4 1 1 号

岡山県倉敷市真備町岡田132番地 3 （102）

破産者 大三運送有限会社

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和 8 年（フ）第 6 9 号

岡山県倉敷市阿知 3 丁目22番 9 号

破産者 株式会社ビックツリー

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 1 3 号

佐賀県鳥栖市養父町480－1

破産者 株式会社ワイズカンパニー

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和 7 年（フ）第 3 5 2 号

熊本市南城区南町下宮地429－1

破産者 合同会社ライフコムプラス

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 7 年（フ）第 7 7 号

熊本県八代郡氷川町野津4550番地

破産者 農事組合法人氷川ひまわり野菜王国

- 1 決定年月日 令和 8 年10月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和 7 年（フ）第 2 9 号

島根県益田市横田町186番地 6

破産者 中島 正幸

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和 8 年（フ）第 1 7 4 号

岩手県北上市二子町秋子沢69番地10

破産者 菅野 大樹

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 8 年（フ）第 1 9 7 号

盛岡市本町通三丁目12番 6 ー304号

破産者 佐々木佳苗

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 8 年（フ）第 6 0 号

福島市瀬上町字東町三丁目 3 番地の 7

破産者 羽賀 健司

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和 8 年（フ）第 6 3 号

福島県伊達市梁川町白根字深久保19番地 1

破産者 安藤 真人

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和 8 年（フ）第 6 6 号

福島市飯坂町平野字上前田 5 番地の 1 ナーシングホームサクラシア福島、従前の住所福島市御山字検田65番地の 1 レオパレスラベンナ 205

破産者 齋藤 正和

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和 8 年（フ）第 2 7 3 号

相模原市南区文京 2 丁目 8 番 1 ー402号

破産者 鈴木 義信

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和 8 年（フ）第 2 9 6 号

相模原市南区相模大野 6 丁目18番 5 号 ガーデンヒルズ相模大野303号室

破産者 三上 静也

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和 8 年（フ）第 9 4 号

山梨県北杜市高根町蔵原1049番地

破産者 村田 明俊

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係